

奈良県橿原文化会館 Twitter 運用方針

奈良県橿原文化会館

1、目的

世界有数のSNS（ソーシャルネットワークサービス）である Twitter を活用することで、奈良県橿原文化会館に関する情報を、より広範囲に、かつより効率的に発信する。

2、発信内容

- ①、奈良県橿原文化会館の主催する事業に関する告知及び報告。
- ②、他公立文化施設の主催する事業に関する告知及び報告。
- ③、迅速に発信することが必要な情報の告知。

3、運用責任者

運用責任者は奈良県橿原文化会館館長とする。

4、運用担当者

運用担当者は奈良県橿原文化会館職員とする。

5、運用方法

- ①、情報を発信する時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間とする。（休館日を除く。）
- ②、奈良県橿原文化会館のアカウントをフォローしている利用者ならびに、そこからリツイートを受けた利用者からの返信の形式での問い合わせ等に対し、奈良県橿原文化会館は必要に応じて回答等を行う。ただし、奈良県橿原文化会館がすべての返信を閲覧し、回答を行うことを保証するものではない。
- ③、利用者からの以下のような内容を含む返信及びリツイートに対しては、奈良県橿原文化会館は予告なく当該会話をミュートし、当該利用者アカウントをブロックし、Twitter 社に報告する。
 - ア、法律、法令等に違反する内容、あるいはそれらに違反するおそれがある内容。
 - イ、第三者を誹謗中傷し、プライバシーや人権等を侵害する内容、あるいはそのおそれがある内容。
 - ウ、政治活動、選挙活動、宗教活動を目的とする内容。
 - エ、奈良県又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害する内容。
 - オ、広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他の営利を目的とする内容。
 - カ、差別的表現を含む内容。
 - キ、公の秩序又は善良の風俗に反する内容。
 - ク、なりすまし、虚偽の詐称やミスリーディングのおそれがある内容。
 - ケ、事実と著しく異なると判断できる内容。
 - コ、わいせつな表現等を含む内容。
 - サ、その他、奈良県橿原文化会館が不適切と判断した内容。

6、知的財産権

奈良県橿原文化会館がツイートした個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は奈良県橿原文化会館又は原作者に帰属する。これらの情報を無断で複製、転用することは「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除い

て禁止する。

7、免責事項

- ①、奈良県橿原文化会館は Twitter に掲載した情報の正確性、完全性、有用性、最新性等を保証するものではない。
- ②、奈良県橿原文化会館は利用者が Twitter の掲載情報を利用または信頼したことにより生じた損害について一切の責任を負わない。
- ③、奈良県橿原文化会館は利用者が返信またはリツイートの形式で投稿した情報（コメント、画像等）の内容について一切の責任を負わない。
- ④、奈良県橿原文化会館は利用者間若しくは利用者と第三者との間に生じた紛争等について一切の責任を負わない。
- ⑤、奈良県橿原文化会館は予告なくこの運用方針の変更をおこない、Twitter の運用を中止することがある。